

同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は獨協医科大学同窓会と称する。

第2条 本会の本部は栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地獨協医科大学内に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦と医学知識の向上を図り母校の発展に尽すことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員の親睦及び福祉に関すること
- (2) 会員名簿及び会誌等の発行
- (3) 獨協医科大学の後援に関すること
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 獨協医科大学医学部卒業生及び大学院修了生
 - (2) 名誉会員 本会に対する功労が顕著であって評議員会の推薦を受けた者
 - (3) 準会員 前号(1)、(2)の者を除く獨協医科大学に在籍または在籍した医師、教員
 - (4) 特別会員 第1号の資格を有しない獨協医科大学在職中の教職員及び獨協医科大学同窓会に関連する医療機関のうち会長が推薦したもので評議員会の承認を得たもの
- 2 名誉会員及び特別会員は、入会金及び会費負担の義務がなくかつ議決に加わらない。
- 3 準会員の入会金および会費は別に定め、かつ議決に加わらない。

第3章 役員及び評議員

第6条 本会に、次の役員及び評議員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

常任委員 若干名

会計監査 2名

評議員 若干名

第7条 会長及び会計監査は、評議員会において互選する。

- 2 獨協学園の評議員候補は、会長が評議員会の承認を得て大学に推薦し、同窓会評議員とする。また学園の評議員理事候補は会長を推薦する。
- 3 会長は獨協学園の評議員理事を兼務することができる。兼務できないときは、これを会長が獨協学園同窓会評議員の中から推薦し評議員会の承認を得て、選出する。
- 4 副会長は、会長が推薦し評議員会の承認を得て、選出する。
- 5 常任委員は、会長及び副会長の協議によって推薦し評議員会の承認を得て、選出する。
- 6 評議員は、各年度卒業生および終了生より互選する。

第8条 会長、副会長及び会計監査の任期は2年、評議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 会長は、3選をすることができない。

第9条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会の一員として会務の執行にあたる。
- 4 会計監査は、会計の状況を監査する。
- 5 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項行う。

第4章 会議

第10条 本会に総会、評議員会及び常任委員会をおく。

第11条 総会は、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後すみやかに招集する。
- 3 臨時総会は、会長又は評議員が必要と認めるときは、いつでも招集することができる。
- 4 会長は、正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 5 会長は、常任委員会の承認を得て、獨協医科大学同窓会遠隔会議開催規程に従い、遠隔会議システムを利用して、総会を開催することができる。

第12条 次の事項は、総会で承認を受けなければならない。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算
- (2) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) その他評議員会で必要と認めた事項

第13条 総会の議長は、その都度、出席した会員の中から選出する。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

第 14 条 評議員会は会長、副会長その他の評議員によって組織し会則に定める権限を有する。

2 評議員会は、少なくとも毎年 2 回会長がこれを招集する。

3 評議員の総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、評議員会の招集に代えて、議案及び賛否を表明するための書面（電子媒体を含む）を送付又は送信する方法による書面評決により評議員に意見を求めることにより、評議員会の決議に代えることができる。ただし、評議員の総数の 3 分の 1 以上の反対があった場合には、会長は同議案について、評議員会を招集しなければならない。

5 会長は、必要があると認めるときは、獨協医科大学同窓会遠隔会議開催規程に従い、遠隔会議システムを利用して、評議員会を開催することができる。

第 15 条 評議員会の議長は、その都度、出席した評議員の中から選出する。

2 評議員会は、評議員の総数の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）がなければ議事を開き、議決をすることができない。

3 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前条第 4 項の書面評決は、書面により提出された意見の賛否について過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

第 16 条 総会及び評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長の指名する 2 名の出席者がこれに署名・捺印しなければならない。

3 議事録は本部事務局に保管する。

4 評議員会の書面評決の結果は、書面評決後直ちに作成し、結果を記載した書面を本部事務局に保管する。

第 17 条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって組織する。

2 常任委員会は、会長がこれを招集する。

3 委員の 2 名以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は常任委員会を招集しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、常任委員会の招集に代えて、議案及び賛否を表明する書面（電磁的データを含む）を送付又は送信する方法による書面評決により常任委員に意見を求めることにより、常任委員会の決議に代えることができる。ただし、委員の 2 名以上の反対があった場合には、会長は同議案について、常任委員会を招集しなければならない。

5 会長は、必要があると認めるときは、獨協医科大学同窓会遠隔会議開催規程に従い、

遠隔会議システムを利用して、常任委員会を開催することができる。

第 18 条 常任委員会は、本会運営に関する事項を企画立案し、評議員会の承認を得てこれを執行する。

第 19 条 常任委員会の議長は、会長がこれに当る。

2 常任委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。

3 常任委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

4 第 17 条第 4 項の書面評決は、書面により提出された意見の賛否について3分の2以上をもって決する。

第 5 章 会計

第 20 条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 21 条 前条の会費は正会員より徴収し、次のように定める。

入会費 10,000円

年会費 10,000円

第 22 条 会費は毎年3月末日までに本会に納入するものとする。

第 23 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 6 章 支部

第 24 条 評議員会の承認を経て必要な地に支部を置くことができる。

第 25 条 支部には支部長をおく。

2 会長は、評議員の承認を得て、支部長を委嘱する。

第 26 条 支部は本会の目的達成に協力しその地方在住会員の親睦を図りかつ本部との連絡を密接にするものとする。

第 27 条 支部会計は本会計とは別個のものとする

附則

第 28 条 この会則の施行細則については評議員会において定める。

第 29 条 この会則は昭和56年6月28日から施行する。

第 30 条 この会則は昭和60年6月15日に一部改定される。(第 11 条)

第 31 条 この会則は平成5年6月5日に一部改定される。(第 5 条、11 条、13 条、21 条)

第 32 条 この会則は平成8年6月29日に一部改定される。(第 6 条、7 条、8 条)

第 33 条 この会則は平成 20 年 7 月 12 日に一部改定される。(第 5 条)

第 34 条 この会則は平成 24 年 9 月 15 日に一部改訂される。(第 7 条)

第 35 条 この会則は平成 30 年 8 月 18 日に一部改定される。(第 5 条)

第 36 条 この会則は令和 4 年 7 月 23 日に一部改訂される。(第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条)

第 37 条 この会則は令和 5 年 8 月 5 日に一部改訂される。(第 5 条)